

特定動物リストの見直しについて

1. 特定動物の選定基準等について

本検討会では、飼養実態又は飼養可能性があると認められる野生動物（科・属・種）を対象とし、基本的には平成17年9月に示された「特定動物選定の考え方（本項（1）参照）」に準拠し、新たに考慮事項等（本項（2）参照）を加味して、人の生命、身体等に危害を加えるおそれのある危険な動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項の政令で定める動物。以下「特定動物」という。）リストの検討を行った。

（1）特定動物選定の考え方

（平成17年9月21日 第10回中央環境審議会動物愛護部会資料より一部改訂）

①選定に当たっての主な考え方

- 飼育下からの逸走等により周辺の人への危害が及ぶ事故等が起こるおそれの強さから判断
- おそれの強さの判断については、飼養を制限する必要がある重大な事故につながるおそれを勘案する。また、専ら動物が種として持つ特性や能力によって判断。
- 以下の動物種は選定の対象からあらかじめ除外。
 - ・通常人の飼養対象となるとは考えられないもの 例：スズメバチ等
 - ・水の中でしか生息できないもの 例：サメ等
 - ・家畜動物として取り扱われているもの 例：ダチョウ等

②判断事項と選定基準

- 選定に当たっての人の生命、身体等への危害を加えるおそれを判断するための動物の特性や能力に係る事項

◆判断事項（詳細は次ページ参照）

- A 毒性（動物の持つ毒素による危険性）
- B 爪牙等による殺傷力
- C 物理的な圧力（重さと運動能力による抵抗排除力）
- D 攻撃性向

◆選定基準

- Aの毒性：その動物が有する人に対する毒性（咬まれる等による毒性）が、致死の可能性等重大な事故につながるおそれのあるものを選定。
- B、C及びD：この3項目は総合的に判断することが必要。過去からの飼養経験や事故例など人との関わりにおける動物の特性も勘案し、重大な事故につながるおそれのあるものを選定。

※なお、具体的な動物の選定は、特性や能力の共通性に着目して行うこととし、外国産で詳細の不明な種が多く、種の分類上問題があるものは属の全種、科の全種などで選定

◆判断事項

A 毒性

1	人に対する毒素なし
2	局所の疼痛又は発赤等一時的な症状を呈する毒素を有する
3	ショック症状、発熱、心気亢進、アレルギー等の全身症状を呈する毒素を有する
4	2 で示した全身症状が回復した後にも内臓障害、機能障害等の後遺障害を残す毒素を有する
5	致死性の毒素を有する

B 爪牙等による殺傷性(締め付け、毒性を有するものは毒素による殺傷性を考慮)

1	傷害の危険性なし
2	軽微な傷害(入院や通院を伴わない)を負う可能性がある
3	軽傷(30日未満の加療を要する)を負う可能性がある
4	重傷(30日以上加療を要する)を負う可能性がある
5	死亡する可能性がある

C 動物の持つ運動能力や物理的な圧力

1	運動能力が低く物理的圧力が小
2	運動能力が低く物理的圧力が中、運動能力が並で物理的圧力が小
3	運動能力が高く物理的圧力は小、運動能力は低く物理的圧力は中
4	運動能力は並で物理的圧力が中、運動能力が高く物理的圧力が中
5	運動性及び物理的圧力が大、運動能力が中で物理的圧力が大

D 攻撃性向

1	攻撃性は全くない
2	人が威嚇又は接触しようとした場合に攻撃してくる
3	人が至近距離(動物がその場から直接攻撃可能な範囲※)に接近した場合に、主に防衛的な手段として攻撃してくる
4	ある程度の距離(動物が走行等の移動により攻撃可能な範囲※)に人が接近した場合に、主に防衛的な手段として攻撃を仕掛けてくる事がある
5	狩猟本能などにより積極的に人を攻撃してくる

※動物により、その場から攻撃可能な範囲は大きく異なることに留意する。

(2) 選定方法の明確化及び考慮事項の追加

これまで環境省動物愛護管理室は、動物による人の生命、身体等への危害の発生防止のより一層の徹底を図るため、各分野における12名の有識者等のヒアリングを通して特定動物の選定基準のあり方に関して情報収集を実施してきた。この中で、特定動物の選定方法が不明確である、また一部の分類群についてはその危険性の性質が特殊であるため個別の考慮事項を設けてより正確に判断する必要がある、といった指摘があった。

このため、今回の特定動物リスト検討にあたっては、これまでの選定基準を踏襲しつつ、飼養されている野生動物が人の生命、身体等に危害を及ぼすおそれの強さ（以下では「危険性」という。）について、以下の①～④の項目について考慮して見直しを行うこととする。

①選定方法の明確化

野生動物については、一般に個々の種の危険性を示す情報は限られており、危険性の判断にあたっては、過去の事故事例や動物園の飼育員及び野生生物の研究者等のハンドリング経験等が勘案されてきた。

他方で、人の生命、身体等への危害防止が重要であることは言うまでもなく、事例や知見が不足していても、その危険性について合理的な判断が行える場合には選定を検討する余地がある。

そこで、本検討会での再検討にあたっては、現行リストを基に、以下の方法で選定を行う。

ア. 特定動物の選定方法

第1段階 属レベルの選定

特定動物の選定は属レベルを基本とする。生物分類における属（Genus）は、形態や生態等に一定のまとまりのある進化系統を反映した単位（グループ）であり、属を構成する種では、毒性・爪牙・運動能力などの形態や攻撃性向などの生態からみて危険性についても一定の共通性のある場合が多い（例：ヒヒ属、オオヤマネコ属など）。

明らかに危険性の高い種のみで構成されている属、危険性の高い種を含み残りも同等の危険性があると形態や生態等から類推される種で構成される属については、属レベルでの危険性の判断による選定を基本とする。

なお、種数が少ない科において、明らかに危険性の高い種のみで構成されている場合には、科レベルでの危険性の判断による選定を行う（例：くま科、クロコダイル科）。

第2段階 種レベルの選定

属によっては、構成種における体サイズの差が著しかったり、生態的に大きく異なっているものが見られる（例：オマキニシキヘビ属）。このような状況が明らかな属については、属内の構成種について種レベルでの危険性の判断による選定を行う。

イ. 特定動物リストからの削除方法

既に特定動物とされているが、新たな知見によりその危険性が低いと考えられるものについては、指定状況に応じて科・属・種レベルで削除を検討する。なお、削除の際には危険性を判断するに十分な根拠となる情報や知見を収集し、専門家の検討を踏まえた特に慎重な判断を必要とする。

②分類群別の考慮事項

飼育下からの逸走等により周辺の人への危害が及ぶ事故等が起こるおそれの強さや事故等の起きやすい状況等は、分類群によって大きく異なるため、それぞれの分類群で以下の項目について考慮して、その危険性を判断する。

ア. 哺乳類

- ・特になし。

イ. 鳥類

- ・猛禽類に関しては、必ずしも体のサイズと危険性が一致するとは限らず、足指の爪による傷害及び貫通が危険性の判断にあたり重要な特性・能力となるため、爪の長さや鋭さ、爪を食い込ませる握力を重視して判断する。

ウ. 爬虫類

- ・大型の爬虫類（オオトカゲ類、大型ヘビ類、ワニ類）は、遺伝的に最大サイズが決定する哺乳類や鳥類とは異なり、長寿になるにしたがい体のサイズが徐々に大型化する傾向にあり、野外では極めて稀に長生きした大型個体が発見されて最大サイズとして記録される。このため、記録上の最大サイズの個体は極めて稀にしか存在せず、事実上、入手は不可能と考えられるため、飼育下で成長する体のサイズの限界を考慮して、その危険性を判断する。
- ・ニシキヘビ類などの大型ヘビ類は、巻き付いてからの締め付けが危険性の判断にあたり重要であるが、人間を獲物として認識して積極的に襲ってくるかどうか、人間を獲物にできる体のサイズまたは十分な締めつける力を持つかを考慮して判断する。
- ・毒ヘビ類に関しては、重傷・死亡事例のある種の情報は限られており、その毒性について不明な種が多くを占めるため、潜在的に毒によって重傷・死亡を引き起こす可能性のある種の特定は極めて困難である。また、国内における毒ヘビ用の抗毒血清の配備状況も国内在来種のマムシやハブを除いては限られる。このように、毒ヘビ類による事故は重大な結果を容易にもたらすことに鑑み、有毒種として記録された種を含む分類群については、その特性や能力の共通性に着目して、予防的に科・属レベルで危険性を判断する。

③分類学的な変更による再検討

野生生物の分類体系は、研究の進展・科学的な知見の蓄積により様々なレベル（科・属・種）での統廃合があり、既に現行の特定動物リスト上でも最新の分類体系と齟齬を生じている部分が見受けられる（本資料2. 参照）。例えば、科・属レベルでは、同属とされていた種が別属として新たにグルーピングされていたり（例：ユキヒョウ属の新設によってヒョウ属より分割）、種レベルでは島嶼部に広域分布している1種が島ごとに複数に分割されたものもある（例：アメジストニシキヘビが5種に分割）。

このような現状に対応するため、特定動物リストから分類学的な変更が生じた部分について反映させ、同時に変更部分の範囲（科・属・種レベル）の危険性について見直しの検討を行う。

④特定動物の交雑個体（ハイブリッド）の取扱いについて

特定動物の中には、近縁種同士の交雑個体（ハイブリッド）が確認されている種が存在する（例：ライオン×トラ＝ライガー）。これらのうち、特定動物同士の交雑個体は特定動物と同等の危険性があるとみなす。一方、オオカミ犬（タイリクオオカミ×イヌ）のように、特定動物と特定動物以外の動物の交雑種については、その飼養実態及び危険性について未知な部分が多いため、情報収集を含めて今後の検討課題とする。

2. 分類学的変更に伴う整理と表記変更について

特定動物リストの分類学的な表記（目名、科名、属名、種名）は総理府動物保護審議会に設置された平成11年の「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物選定専門委員会」において作成され、その後一部の分類群を除き、大きな改定はなされていない。しかしながら、特定動物を含む動物群（哺乳類、鳥類、爬虫類）の分類体系は分類学の進歩により大きく変化したため、現行の特定動物リストでは最新の動物分類体系と齟齬を生じ、一部はその規制範囲について混乱を招く状態にあるといえる。

このため、本検討会では最新の分類体系に伴う特定動物リストの整理と表記変更について、以下のように行った。なお、表記の変更については本章3. を参照のこと。

（1）全分類群共通事項

- ・リスト表記は1. -（2）-①選定方法の明確化に従い、種指定のものについては属名表記を必須に表記変更する（例：カラカル→カラカル属全種、スナドリネコ→ベンガルヤマネコ属のうちスナドリネコ）。
- ・目名、科名、属名、種名の和名表記について、学名も併記すべき。
- ・リスト表記の準拠文献を設定することで、今後の分類学的な変更（例：種の分割や新種記載、属や科の移動等）に伴う、特定動物リスト上の範囲の混乱について未然に防止する。
- ・準拠文献については、ワシントン条約附属書等に使用されている準拠文献や現時点で

標準的に利用されている分類学的文献を基本とし、部分的に変更のあった分類群（主に属、種レベル）については、必要に応じて適切な分類学的資料を使用する。

（２）分類群別の準拠文献

①哺乳類（哺乳綱）

哺乳類については「Mammal Species of the World, 3rd edition (2005)」を基にリストの見直しを行った。大幅な分類学的改定が行われているグループであり、高次の科レベルの組み換えから、属の分割、新属の設立、種の分割、新種の記載等、その分類学的変更も多岐に渡るため、該当する変更部分に見直し検討を行った。

②鳥類（鳥綱）

鳥類については「The Clements Checklist of Birds of the World, 6th edition (version 6.6 incl. 2011 revisions)」を基にリスト見直しの検討を行った。鳥類も哺乳類と同様に大幅な分類学的変更があり、また分類学的にも大きく意見が対立している現状である。このため、今後も大幅な分類学的変更の可能性を含んでいるといえる。

鳥類の特定動物については指定されている種数も少なく、その多くが種指定であることから、分類学的な変更の影響が見受けられなかったが、今回の見直し検討にあたっては、種指定されているものについて全て属名表記の追加をした。

③爬虫類（爬虫綱）

爬虫類の分類体系については、亜目、科レベルの高次分類体系の変更は少なく、むしろ属レベル、種レベルでの変更が多い。特に、種については新種が多数記載され大幅に増加しており、この傾向は今後も続くものと考えられるため、準拠文献も多岐に渡る。

基本的に目、科、属レベルでは、Pough, F.H., R.M. Andrews, J.E. Cadle, M.L. Crump, A.L. Savitsky, and K.D. Wells. (2004). Herpetology. Third Edition. Pearson Prentice Hall, Upper Saddle River. に従った。

また、ボア科とニシキヘビ科については、McDiarmid, R. W., J. A. Campbell, and T. A. Touré. (1999). Snake Species of the World, A Taxonomic and Geographic Reference. Vol. 1. The Herpetologists League, Washington, D. C.、オマキニシキヘビ属 (*Morelia*、アメジストニシキヘビ群) については、Harvey, M. B., Barker, D. B., Ammerman, L. K. & Chippindale, P. T. (2000). Systematics of pythons of the *Morelia amethystina* complex (Serpentes: Boidae) with the description of three new species. Herpetological Monographs, 14:139-185.を基に、表記の見直し検討を行った。

3. 特定動物の追加・削除検討種及び表記変更

本検討会において、本書1. 及び2. をもとに動物の危険性に関する検討を行い、下記のように現行の特定動物リストから追加・削除検討すべき動物、分類学的な表記変更の必要なものについてとりまとめた。

◆ 特定動物リストより追加・削除及び表記変更の検討を行うべき動物について

現行リストでの表記	追加・削除候補検討 及び表記変更	変更理由
哺乳綱霊長目		
オマキザル科	クモザル科 (ATELIDAE)	< 表記変更 > 本科は、オマキザル科から分割したが、特定動物に指定されているホエザル属、クモザル属、ウーリークモザル属、ウーリーモンキー属を含む。このため、科名表記の変更で対応。
ウーリーモンキー属全種	ウーリーモンキー属 (<i>Lagothrix</i>) 全種 ヘンディーウーリーモンキー (<i>Oreonax</i>) 属全種	ヘンディーウーリーモンキー属 (1 種) を除いた本属 (4 種) は引き続き特定動物。 < 表記変更 > ウーリーモンキー属より分割。マンガベイ属と同等の危険性を有する、ヘンディーウーリーモンキーのみを含む。
マンガベイ属全種	マンガベイ属 (<i>Cercocebus</i>) 全種 ハイランドマンガベイ属 (<i>Lophoceros</i>) 全種	ハイランドマンガベイ属 (3 種) を除いた本属 (6 種) は引き続き特定動物。 < 表記変更 > マンガベイ属より分割。マンガベイ属と同等の危険性を有する。
オナガザル属全種	オナガザル属 (<i>Cercopithecus</i>) 全種 サバンナモンキー属 (<i>Chlorocebus</i>) 全種	サバンナモンキー属 (6 種) を除いた本属 (25 種) は引き続き特定動物。 < 表記変更 > オナガザル属より分割。オナガザル属と同等の危険性を有する。
コロブス属全種	コロブス属 (<i>Colobus</i>) 全種 アカコロブス属 (<i>Ptilocolobus</i>) 全種	アカコロブス属 (9 種) を除いた本属 (5 種) は引き続き特定動物。 < 表記変更 > コロブス属より分割。コロブス属と同等の危険性を有する。
ドゥクモンキー属全種	ドゥクモンキー属 (<i>Pygathrix</i>) 全種 キンシコウ属 (<i>Rhinopithecus</i>) 全種	キンシコウ属 (4 種) を除いた本属 (3 種) は引き続き特定動物。 < 表記変更 > ドゥクモンキー属より分割。ドゥクモンキー属と同等の危険性を有する。
リーフモンキー属全種	リーフモンキー属 (<i>Presbytis</i>) 全種 ラングール属 (<i>Trachypithecus</i>) 全種 ハヌマンラングール属 (<i>Semnopithecus</i>) 全種	ラングール属 (17 種) 及びハヌマンラングール属 (7 種) を除いた本属 (11 種) は引き続き特定動物。 < 表記変更 > リーフモンキー属より分割。リーフモンキー属と同等の危険性を有する。 < 表記変更 > リーフモンキー属より分割。リーフモンキー属と同等の危険性を有する。

現行リストでの表記	追加・削除候補検討 及び表記変更	変更理由
哺乳綱食肉目		
イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル	イヌ属 (<i>Canis</i>) のうち ・ヨコスジジャッカル (<i>Canis adustus</i>) ・キンイロジャッカル (<i>Canis aureus</i>) ・コヨーテ (<i>Canis latrans</i>) ・タイリクオオカミ ※1 (<i>Canis lupus</i>) ・セグロジャッカル (<i>Canis mesomelas</i>) ・アビシニアジャッカル (<i>Canis simensis</i>)	<p><表記変更> アメリカアカオオカミ (<i>Canis rufus</i>) は、タイリクオオカミの中の1亜種 (<i>Canis lupus rufus</i>) に統合されたのでリスト上からは削除。</p> <p>※1 : イヌは、分類学上ではタイリクオオカミの1亜種 (<i>Canis lupus familiaris</i>) とされるが、人間が長い年月をかけて野生状態から隔離し飼養管理しやすいように品種改良を繰り返してきた経緯があり、既に野生動物とは言えないので、特定動物リストの対象から除外する。</p>
ネコ属のうち、アフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ	<p>ネコ属 (<i>Felis</i>) のうち ・ジャングルキャット (<i>Felis chaus</i>)</p> <p>アフリカゴールデンキャット属 (<i>Profelis</i>) 全種</p> <p>カラカル属 (<i>Caracal</i>) 全種</p> <p>ピューマ属 (<i>Puma</i>) 全種</p> <p>オセロット属 (<i>Leopardus</i>) のうち ・オセロット (<i>Leopardus pardalis</i>)</p> <p>サーバル属 (<i>Leptailurus</i>) 全種</p> <p>アジアゴールデンキャット属 (<i>Catopuma</i>) のうち ・アジアゴールデンキャット (<i>Catopuma temminckii</i>)</p> <p>ベンガルヤマネコ属 (<i>Prionailurus</i>) のうち ・スナドリネコ (<i>Prionailurus viverrinus</i>)</p>	<p><表記変更> ジャングルキャット以外は、ネコ属より分割したため削除。</p> <p><表記変更> ネコ属より分割。種指定から、属全種表記へ。アフリカゴールデンキャットのみを含む。</p> <p><表記変更> ネコ属より分割。種指定から、属全種表記へ。カラカルのみを含む。</p> <p><表記変更> ネコ属より分割。種指定から、属全種表記へ。ピューマ、ジャガランディを含む。</p> <p><表記変更> ネコ属より分割。種指定から、属のうち種名表記へ。</p> <p><表記変更> ネコ属より分割。種指定から、属全種表記へ。サーバルのみを含む。</p> <p><表記変更> ネコ属より分割。種指定から、属のうち種名表記へ。</p> <p><表記変更> ネコ属より分割。種指定から、属のうち種名表記へ。</p>
ヒョウ属全種	<p>ヒョウ属 (<i>Panthera</i>) 全種</p> <p>ユキヒョウ属 (<i>Uncia</i>) 全種</p>	<p>ユキヒョウ属(1種)を除いた本属(4種)は引き続き特定動物。</p> <p><表記変更> ヒョウ属より分割。種指定から、属のうち種名表記へ。ユキヒョウのみを含む。</p>
鳥綱タカ目		
カリフォルニアコンドル	カリフォルニアコンドル属 (<i>Gymnogyps</i>) 全種	<p><削除検討> コンドル科(左記の3種)については、主に動</p>

現行リストでの表記	追加・削除候補検討 及び表記変更	変更理由
コンドル	コンドル属 (<i>Vultur</i>) 全種	物の死肉を食し、獲物として人間を積極的に襲う状況が考えづらい。また、防衛的な手段としての攻撃の場合でも、(ハンティングに使用しないため) 足指の爪は鋭くなく握る力も弱い
トキイロコンドル	トキイロコンドル属 (<i>Cathartes</i>) 全種	ため、判断事項 B で軽傷程度(ランク 3)に留まると考えられる。また、重大な事故事例も確認されていない。
ヒゲワシ	ヒゲワシ属 (<i>Gypaetus</i>) 全種	<削除検討> いわゆるハゲワシ類(タカ科のうち左記の 5 種を含むグループ)については、上記のコンドル科と同様に、主に動物の死肉を食し、獲物として人間を積極的に襲う状況が考えづらい。また、防衛的な手段としての攻撃の場合でも、(ハンティングに使用しないため) 足指の爪は鋭くなく握る力も弱い
コシジロハゲワシ	シロエリハゲワシ属 (<i>Gyps</i>) のうち ・コシジロハゲワシ (<i>Gyps africanus</i>)	ため、判断事項 B で軽傷程度(ランク 3)に留まると考えられる。また、重大な事故事例も確認されていない。
マダラハゲワシ	・マダラハゲワシ (<i>Gyps rueppellii</i>)	
クロハゲワシ	クロハゲワシ属 (<i>Aegypius</i>) 全種	
ミミヒダハゲワシ	ミミヒダハゲワシ属 (<i>Torgos</i>) 全種	
オジロワシ、ハクトウワシ、オオワシ	オジロワシ属 (<i>Haliaeetus</i>) 全種	<追加検討> 現在、オジロワシ属ではオジロワシ、ハクトウワシ、オオワシが種指定されており、判断事項 B で足指の爪が食い込んで重傷以上の傷害(ランク 4)を引き起こす危険性があると考えられている。同属内の残りの 5 種も概ね同等の体サイズであり、生態的にも類似点が多いことから、同様の危険性があると判断されるため属レベルでの追加を検討すべき。追加検討対象種は、シロハラウミワシ、ソロモンウミワシ、サンショクウミワシ、マダガスカルウミワシ、キガシラウミワシである。
ヒメオウギワシ	ヒメオウギワシ属 (<i>Morphnus</i>) 全種	<表記変更> 種指定から、属全種表記へ。ヒメオウギワシのみを含む。
オウギワシ	オウギワシ属 (<i>Harpia</i>) 全種	<表記変更> 種指定から、属全種表記へ。オウギワシのみを含む。
パプアオウギワシ	パプアオウギワシ属 (<i>Harpypsis</i>) 全種	<表記変更> 種指定から、属全種表記へ。パプアオウギワシのみを含む。
フィリピンワシ	フィリピンワシ属 (<i>Pithecophaga</i>) 全種	<表記変更> 種指定から、属全種表記へ。フィリピンワシのみを含む。
イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ	イヌワシ属 (<i>Aquila</i>) 全種	<追加検討> 現在、イヌワシ属ではイヌワシ、オナガイヌワシ、コシジロイヌワシが種指定されており、判断事項 B で足指の爪が食い込んで重傷以上の傷害(ランク 4)を引き起こす危険性があると考えられている。同属内の残りの 11 種も比較的大型の猛禽類であり、生態的にも類似点が多いことから、同様の危険性があると判断されるため属レベルでの追加を検討すべき。追加検討対象種は、アシナガワシ、インドワシ、カラブ

現行リストでの表記	追加・削除候補検討 及び表記変更	変更理由
		トワシ、アフリカソウゲンワシ、ソウゲンワシ、ニシカタジロワシ、カタジロワシ、モルッカイヌワシ、アフリカクマタカ、ボネリークマタカ、モモジロクマタカである。
カンムリクマタカ	カンムリクマタカ属 (<i>Stephanoaetus</i>) 全種	<表記変更> 種指定から、属全種表記へ。カンムリクマタカのみを含む。
ゴマバラワシ	ゴマバラワシ属 (<i>Polemaetus</i>) 全種	<表記変更> 種指定から、属全種表記へ。ゴマバラワシのみを含む。
なし	クマタカ属 (<i>Nisaetus</i>) のうち ・クマタカ (<i>Nisaetus nipalensis</i>)	<追加検討> 日本にも分布する大型猛禽類で、イヌワシよりもやや小型であるが、主に哺乳類を獲物とし、足指の爪は長くて鋭く握力も強い。判断事項 B で足指の爪が食い込んで重傷以上の傷害(ランク 4)を引き起こす危険性があると考えられる。なお、本種が属するクマタカ属には 9 種いるが、本種が最も大型で哺乳類捕食の傾向が強く、他種よりも足指の爪と握力が強力であるため、クマタカのみを追加検討対象とした。
爬虫綱カメ目		
カミツキガメ科	ワニガメ属 (<i>Macrochelys</i>) 全種	<表記変更> 一部を除く科指定から属全種表記へ。ワニガメを含む。
爬虫綱有鱗目		
ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ	オオトカゲ属 (<i>Varanus</i>) のうち ・ハナブトオオトカゲ (<i>Varanus salvadorii</i>) ・コモドオオトカゲ (<i>Varanus komodoensis</i>)	<表記変更> 種指定から、属のうち種名表記へ。
アナコンダ(ボア科)	アナコンダ属 (<i>Eunectes</i>) のうち ・オオアナコンダ (<i>Eunectes murinus</i>)	<表記変更> 現行リスト上では「アナコンダ」として記述されており、同属にキイロアナコンダ (<i>Eunectes notaeus</i>) 等が存在するため、指定範囲に混乱が生じている。 現在は、これらと明確に区別するためオオアナコンダが通常使用されている。本来、種レベルで指定されていたのは、このオオアナコンダであるため、種名を「オオアナコンダ」として表記変更。

現行リストでの表記	追加・削除候補検討 及び表記変更	変更理由
ボアコンストリクター (ボア科)	ボア属 (<i>Boa</i>) 全種	<p><削除検討> 本属はボアコンストリクターのみを含む。本種は全長 5.7m という記録があるが、近年、これはオオアナコンダの誤記録であることが判明し、最大でも全長 4m 程度とされている (Reed & Rodda, 2009)。さらに、通常飼育下では全長 2.5m に満たず、3m を超える個体は野外でも極めて稀である。本種は獲物 (小型哺乳類等) に巻き付いてから絞めつけて窒息させる生態を持つが、全長が最大の 4m と仮定しても、人を獲物として認識して締め付けてくる可能性は非常に低く、また物理的にもかなり困難である。また、噛みつかれた場合は、判断事項 B で軽傷程度の傷害程度 (ランク 3) に留まると考えられる。また、これまでに重傷・死亡事例もない (Reed & Rodda, 2009)。</p>
ボア科	ニシキヘビ科 (PYTHONIDAE)	<p><表記変更> ボア科のうち、ニシキヘビ類が分割。特定動物に指定されている、オマキニシキヘビ属 (アメジストニシキヘビ)、ニシキヘビ属 (インドニシキヘビ、アミメニシキヘビ、アフリカニシキヘビ) を含むため、科名変更。</p>
アメジストニシキヘビ	<p>オマキニシキヘビ属 (<i>Morelia</i>) のうち ・アメジストニシキヘビ (<i>Morelia amethystina</i>)</p> <p>・オーストラリアヤブニシキヘビ (<i>Morelia kingohomi</i>)</p>	<p><表記変更> 種指定から、属のうち種名表記へ (以下、オーストラリアヤブニシキヘビまで)。</p> <p><追加検討> 本種はアメジストニシキヘビの亜種として記載され、一度は同種とみなされたが、近年の分子系統学の発展等により、別種として再分割された最大で 8m という記録があり (C.G.Glasby G.J.B.Ross P.L.Beasley.1993)、アメジストニシキヘビ同様に体サイズが大きく、生態的にも類似点が多いことから、判断事項 B で巻き付いてからの締め付けによる死亡の危険性 (ランク 5) を持つと考えられるため追加検討すべきである。 なお、近年同じくアメジストニシキヘビより、ハルマヘラニシキヘビ (<i>Morelia tracyae</i>)、セラムニシキヘビ (<i>Morelia clastolepis</i>)、タニンバルニシキヘビ (<i>Morelia nauta</i>) が別種として分割されたが、それぞれの最大サイズは 4m、3.8m、2m と、人を獲物として認識して締め付けてくる可能性は非常に低く、また物理的にもかなり困難である。また、噛みつかれた場合は、判断事項 B で軽傷程度の傷害程度 (ランク 3) に留まると考えられるため、追加検討としなかった。</p>

現行リストでの表記	追加・削除候補検討 及び表記変更	変更理由
インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ	ニシキヘビ属(<i>Python</i>)のうち ・インドニシキヘビ ※2 (<i>Python molurus</i>) ・アミメニシキヘビ (<i>Python reticulatus</i>) ・アフリカニシキヘビ ※3 (<i>Python sebae</i>)	<p><表記変更> 種指定から、属のうち種名表記へ。</p> <p>※2 :インドニシキヘビの 1 亜種であるビルマニシキヘビ(<i>Python molurus bivittatus</i>)は独立種として扱われることもあり、これが特定動物に含まれることに留意する。</p> <p>※3 :アフリカニシキヘビの 1 亜種であるナタールニシキヘビ(<i>Python sebae natalensis</i>)は独立種として扱われることもあり、これが特定動物に含まれることに留意する。</p>